

(仮称) だーこ放課後子ども教室の概要

名称：(仮称) だーこ放課後子ども教室

活動場所：伊賀市上野丸之内 2 3 映劇ビル 1 階だーこキッチン

活動日時：水曜以外の平日（月・火・木・金） 下校から 18 時まで
※長期休み中は 13 時から 17 時

活動内容：学習支援（英検サポート、書き方、宿題）大学生による対面学習支援など

受け入れ児童数：約 8 名

サポーター予定数：8～10 名程度

運営予定者兼コーディネーター：山口 真由子 1 名

運営主体：一般社団法人だーこ

開設予定年月日：2025 年 4 月 1 日

※おやつ代として、月額 2,000 円程度を集金させていただきます。

【運営予定者 山口さんから】

だーこ放課後子ども教室は、地域の教育水準を高めたいという思いからスタートした学習を重視した放課後子ども教室です。外部講師を招いて書き方教室と、英検 5 級取得を目標にした英検サポートをそれぞれ月に 1 回行います。

また、高校生の自習室「だーこキッチン」から育った新大学 1 年生達が講師を務める「オンライン家庭教師だーこ先生」のメンバーが対面で学習支援を数回行う予定です。まずは学校の宿題に取り組み、学習習慣を身につけることを目標に掲げています。

だーこ放課後子ども教室は塾ではありませんが、地域のサポーターと大学生が子ども達の学習を全力で支援します。

放課後子ども教室の概要

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。

文部科学省 放課後子ども教室

https://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/08100102/011.htm



問い合わせ先 伊賀市教育委員会事務局 生涯学習課生涯学習係
〒518-0873 伊賀市上野丸之内 5 0 0 番地 ハイトピア伊賀 5 階
TEL：0595-22-9679 fax：0595-22-9692

各保護者 様

伊賀市教育委員会事務局
生涯学習課長 川口 素生

放課後子ども教室開設に係るお知らせ及びアンケート調査の実施について(お願い)

日頃は、市の教育行政に格別のご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

さて、市では令和7年度を目途に、上野西小学校区を対象とした放課後子ども教室(※)の設置を予定しています。

つきましては、上野西小学校へ通学する児童の保護者及び来年度入学する新入生の保護者を対象に、放課後子ども教室の利用ニーズ等についてのアンケート調査を実施しますのでご協力いただきますようお願いいたします。

※放課後子ども教室とは

放課後や週末等に小学校の空き教室や地域の集会施設等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業です。

(文部科学省のホームページから)

記

(1) (仮称)だーこ放課後子ども教室の概要

裏面のとおり

(2) 調査方法

アンケート回答フォームに記入いただき、送信してください。

※アンケート回答フォームは下記の二次元コード、又は URL からお入りください。

<https://logoform.jp/form/KPw2/384833>



アンケート回答フォーム
二次元コード

(2) 回答期限

2024(令和6)年12月9日(月)

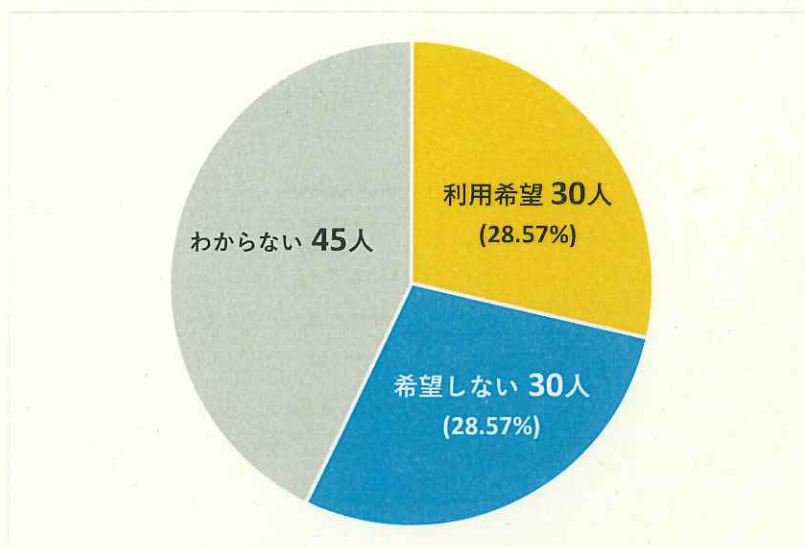
事務担当

伊賀市教育委員会事務局

生涯学習課 中川

電話:0595-22-9679

(仮称) だーこ放課後子ども教室保護者アンケート結果



利用希望	30 人
希望しない	30 人
わからない	45 人
合計	105 人

回答率 17.74 %

在校生	498 人
新入生	94 人
アンケート対象者計	592 人

※回答した保護者に複数の児童がいる場合は、それぞれの児童につき、「利用希望」、「希望しない」、「わからない」の回答内容ごとに1件としてカウントしています。

寄せられたご意見

【利用希望】

子どもを預かってもらえる場所も限られており、高学年になると学童クラブも利用できなくなることから、開設はありがたい。
学校の敷地内ないし、学校に隣接する図書館やハイトピア等近くに子どもの居場所を作ってほしい。
学校から下校時に通学団で通えるなど、利用しやすい子どもの居場所を作ってほしい。
水曜日が定休日となっていますが、平日の週5日通えと助かる。
西小校区の放課後児童クラブを拡張してほしい。
19時まで利用できるようにしてほしい。
すべての子どもを対象として、というのであれば学童クラブは教育委員会の管轄外として個々の施策とするのではなく、切れ目のない包括的な施策として欲しい。公共施設などを子どもの居場所として活用し、民間と連携するなどしてほしい。
学校内か、できるだけ近くでお願いします
運動系の教室や、おやつ希望者（有料）のアンケートを実施して提供して欲しい。
核家族が増えており、放課後に受け入れてくれるところがあると安心します。
西小は人数も多く学童クラブに小学校3年生以降入れないのが現状であるため、受け入れ児童数はもう少し増やしてほしい。
受け入れ児童数が少なすぎるので、活動の場を増やして欲しいです。商店街の空き店舗などを活用できませんか？また、子どもが安全な空間でいれるよう、配慮もいただければと思います。
小学校6年生まで預かってくれる所が欲しいです。
19時まで預かっていただけると、とてもありがたいです。
夏休みなど長期休みの時に、子供達が楽しめるようなイベントがあれば嬉しいです。
高い学力とかよりも自主的に学習できる習慣を楽しく身につけてほしいと願っているので、このような制度は大変ありがたいです！子ども達のための働きかけを積極的な取り組みには敬意を持っています。ありがとうございます。
週に1回でもいいので、多くの生徒が勉強を教えてもらえる場にしてほしい。
受入人数が少ないように思うので、受入人数の拡大を希望します。
低学年の兄弟を上の子が連れて帰ることもできるので、とてもたすかります。

【希望しない】

午後7時まで、開所して欲しい。
以前に放課後の子どもたちの居場所づくりのスペースのプレオープンに参加しましたが、主催者の女性の説明やシステムがよく分からず、安心して任せられるのか不安です。教育水準を高めるのと、これまでの居場所づくり、これから決まることもあると思いますがその辺の説明がほしいです。

【わからない】

学校から近いと利用しやすいです。習い事に準ずるものがあるとうれしいです。
もう少し、詳しい内容を知りたいと思いました。
水曜日をお願いしたい。
学童保育が必須の家庭環境だと、現実的に新1年生や低学年には利用しにくいと思います。
定員が少なめなのですぐに定員オーバーになってしまいそう。もう少し預かり人数が増えるといいなと思います。
サポートしていただける場所があるのはありがたいところですが、もっと増えることを願いたいと思っています。実施場所まで、自分で行くと考えると居住地に近い所場所での実施があれば利用を検討しやすいと思います。
どんな感じなのか、まだ分からない。西小校区で8～10名という設定人数は少ないと感じる。もう少し人数が増えればよいと思います。
長期休みだけ参加できる、という枠を設けていただけると、子どもの居場所ができるのでありがたいです。
受け入れ人数が少ないので増やして欲しい
誰もがいつでも気軽に行ける場所であるとありがたいです。子どもたちが集まって宿題を一緒にしたり、遊べる場所がないので困っています。各町の自治会館などで放課後や土日に寺子屋のような居場所ができれば、もっと子どもたちの交流もできるかなと思います。 今は子どもたちが学校でしか集まることがないので、子どもたちの関わりが少なく、引きこもりや人との関わりが苦手な子どもが増えているように感じます。協力して下さる方がいたらいいのですが…
放課後児童クラブを年間利用しているため、こども教室を利用するのは、難しいかなとも思います。こども教室がない日や長期休暇中も1日預けられないのは、仕事している中対応できない気がします。
長期休みは毎日開催される予定をいただいていますか？上野西小学校の生徒母体数を考えますと、受け入れ児童数がかなり少なく思いますが、いかがでしょうか？
学童のように送迎しなくて良ければありがたい。
学童との違いや、開設の目的などが具体的に知りたいです。

一般社団法人だーこ役員(代表理事・理事)名簿

役員区分	氏名	備考
代表理事	山口真由子	コーディネーター 兼 教育サポーター
理事	山口素直	

だーこ放課後子ども教室スタッフ名簿

スタッフ区分	氏名	備考
コーディネータ	山口真由子	代表理事 兼 教育活動サポーター
教育活動サポーター	山口真由子	代表理事 兼 コーディネーター
教育活動サポーター	山口素直	
教育活動サポーター	森田範子	
教育活動サポーター	片岡育子	
教育活動サポーター	大崎彩子	
教育活動サポーター	安武和	
教育活動サポーター	中野まゆみ	
教育活動サポーター	森田明日香	
教育活動サポーター	宮崎大輔	
教育活動サポーター	宮田なぎさ	
教育活動サポーター	山口はな	
教育活動サポーター	蔵下ゆき	
教育活動サポーター	吉川奈理	

一般社団法人だーこ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人だーこと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を三重県伊賀市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、伊賀市の増える空き家の諸問題解決に関する事業を行い、伊賀市の魅力向上、観光振興などまちづくりに寄与すること、また地域に暮らす子どもたちや高齢者など市民の健全育成に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 空き家に関する調査・相談・情報収集提供・売買など不動産事業
- (2) 空き家・空きテナントの改修などコンサルティング事業
- (3) 出会いイベントの開催、支援など婚活事業
- (4) 子ども食堂、学習支援など子どもの居場所作り事業
- (5) 地域コミュニティ形成等に関する事業
- (6) シニア世代のネットワーク構築・情報交換・健康増進の場の提供に関する事業
- (7) 不登校児童等のサポート事業
- (8) 生活困窮者等に対する食糧支援及び居住サポートに関する事業
- (9) 子育て世代の交流の機会、場所の提供に関する事業
- (10) 外国人住宅確保支援、外国人派遣労働受け入れ支援に関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事の承認を得るものとする。

第6条 当法人の社員が、当法人の名誉を棄損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第3章 社員総会

(社員総会)

第9条 当法人の定時社員総会は、毎年10月にこれを開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第10条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(議長)

第11条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議決権)

第12条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(代理)

第13条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第16条 当法人に次の役員をおく。

(1) 理事 2名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選出)

第17条 理事及び代表理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(役員の任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、全員者の任期に残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(役員の解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬など)

第21条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第22条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第23条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議、その他法令で定められた理由により解散する。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第24条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第8章 補則

第27条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、社員総会の決議により代表理事が別に定める。

第28条 空き家活用などについての不動産業務は業務提携を締結し、それを行う。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第30条 当法人の設立時理事及び設立時代代表理事は次のとおりとする。

設立時理事 山口真由子、山口素直

設立時代代表理事 山口真由子

(設立時の社員の氏名または名称及び住所)

第31条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所

設立時社員 山口真由子

住所

設立時社員 山口 素直

第32条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人だーこを設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和6年7月 17日

設立時社員

山口 真由子

設立時社員

山口 素直

だーこ放課後子ども教室運営規約

(趣旨)

第1条 この規約は、一般社団法人だーこ定款第3条の目的を達成するため、だーこ放課後子ども教室の運営に必要な事項を定めるものとする。

(名称及び事務局)

第2条 だーこ放課後子ども教室は、一般社団法人だーこが運営する。

(目的)

第3条 だーこ放課後子ども教室は、子どもの安全で健やかな居場所を確保し、主に学習に特化した、地域住民や大学生との交流活動等の取組の充実を推進するよう努めることとする。

(事業)

第4条 だーこ放課後子ども教室は、前条の目的を達成する為に、だーこ放課後子ども教室運営管理委託契約書に基づき、運営することとする。

2 だーこ放課後子ども教室においては、次の活動等を行う。

- (1) 健康的で安全な環境を整え、児童の所在確認と学習指導
- (2) 学校及び保護者からの連絡事項の確認
- (3) 緊急時における保護者への連絡及び対応
- (4) その他、児童の健全育成上必要な活動

(だーこ放課後子ども教室役員)

第5条 だーこ放課後子ども教室に次の役員を置く。

コーディネーター1名、
教育活動サポーター数名で構成する。

(コーディネーター)

第6条 コーディネーターは、一般社団法人だーこの代表理事が行う。

- 2 コーディネーターは、学校や関係機関との連絡調整、教育活動サポーター等の協力者の確保、登録、配置、活動プログラムの策定等を実施する。
- 3 コーディネーターと教育サポーターとの兼務は可能とする。

(教育活動サポーター)

第7条 教育活動サポーターは、一般社団法人だーこが委嘱する。

- 2 教育活動サポーターは、一般社団法人だーこの指示を受け、放課後子ども教室の活動を行う。
- 3 教育活動サポーターは、児童の安全確保に努める。

(会議)

第8条 だーこ放課後子ども教室は、コーディネーターと教育サポーターとの意思疎通及び

連絡調整のため、定期的に会議を開催する。

(だーこ放課後子ども教室の活動場所)

第 9 条 だーこ放課後子ども教室の主たる活動場所は、新天地商店街内映劇ビル 1 階だーこキッチンとする。

(実施日時)

第 10 条 だーこ放課後子ども教室の実施日は、原則として週 4 回とする。時間は、平日は児童の下校時間から午後 18 時までの間とし、学校休業日、長期休業中は午後 13 時から午後 17 時までの間とする。ただし、日時については会場の使用可能状況や学校の行事予定などもみながら、柔軟に対応する。

(参加児童)

第 11 条 だーこ放課後子ども教室に登録できる児童の居住地は問わないが、主に西小学校の生徒を対象にする。

(諸経費)

第 12 条 だーこ放課後子ども教室は、伊賀市からの委託料により運営する。その他必要に応じて参加児童の保護者から別途費用を徴収することができる。

(団体保険)

第 13 条 参加児童はすべて団体保険に加入し、保険料は保護者から徴収する。教育活動サポーター等も保険に加入し、保険料は一般社団法人だーこが負担する。

(保護者の義務)

第 14 条 登録児童の保護者は、次の事を守るものとする。

- (1) 一般社団法人だーこ及び教育活動サポーターの指示に従う。
- (2) だーこ放課後子ども教室の活動に必要な業務を分担する。
- (3) 必ず利用の有無等必要事項を、事前に連絡する。
- (4) 退会(休会)時には、一般社団法人だーこへ事前に連絡をする。

(その他)

第 15 条 この規約において定めるもののほか、必要な事項は、一般社団法人だーこが別に定める。

附則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

だーこ放課後子ども教室 安全運営管理マニュアル

1. 目的

だーこ放課後子ども教室の安全かつ円滑な運営を図り、子どもたちが安心して参加できる環境を提供することを目的とします。本マニュアルは、指導員やスタッフが適切に対応するためのガイドラインとなります。

2. 基本方針

- ・ 子どもたちの安全を最優先に考え、安心して学べる場を提供する。
- ・ 子どもたちの心身の健康を守り、個々の成長を促す活動を行う。
- ・ 保護者および関係者と連携し、地域と協力し活動を推進する。

3. スタッフの役割と責任

- ・ サポーター
 - 子どもたちの安全と健康を常に意識し、事故やケガの防止に努める。
 - 運営中の子どもたちの行動を適切に管理し、問題が発生した場合には速やかに対処する。
 - 保護者や関係者との連携を図り、情報を共有する。
- ・ コーディネーター
 - 安全に関する全体の統括を行い、緊急時には迅速に指示を出す。
 - サポーターの指導・教育を行い、マニュアルの遵守を徹底する。

4. 安全確保のための基本ルール

- ・ 施設の安全点検
 - 施設内外の安全確認(扉、窓、避難経路など)を毎日行い、問題があれば即時修繕・改善する。
- ・ 出欠確認
 - 毎日、参加者の出欠確認を行い、欠席や遅刻の際には学校・保護者に連絡する。
- ・ 健康管理
 - 体調不良や怪我が発生した場合、すぐに適切な処置を行い、必要に応じて医療機関に連絡する。

馬岡医院:〒518-0873 三重県伊賀市上野丸之内 1 1 6-3
0595-21-3005

- 緊急対応の準備

- 火災や地震などの自然災害、その他の緊急事態に備えて、避難訓練を定期的を実施し、避難ルートを明確にしておく。
- 緊急連絡網を作成し、保護者、スタッフ、学校、行政などの関係者に共有する。

5. 活動内容における安全対策

- 室内活動

- 過度に激しい運動や危険な道具を使う活動は避け、年齢や能力に応じた安全なプログラムを計画する。

- 屋外活動

- 必ず事前に屋外の安全確認を行い、交通事故や転倒の危険がある場所では特に注意する。
- 移動時は子どもたちを一行に並ばせ、安全な歩行経路を守る。

6. 保護者との連携

- 参加申込時の注意事項

- 保護者には事前に教室の安全管理体制や緊急連絡先を説明し、承諾書を提出してもらう。

- 事故・怪我時の対応

- 事故や怪我が発生した場合は、速やかに保護者へ連絡し、対応の詳細を報告する。

7. 緊急時対応マニュアル

- 緊急時の基本対応

- 落ち着いて状況を確認し、子どもたちを安全な場所に誘導する。
- 必要に応じて消防署や警察に連絡し、指示を仰ぐ。

- 保護者・関係機関への連絡手順

- 緊急事態が発生した際には、保護者、学校、行政機関への速やかな報告を行う。

8. 事故報告と事後対応

- 事故報告書の作成
 - 事故が発生した場合、詳細な事故報告書を作成し、関係者に報告する。
- 再発防止策の検討
 - 事故の原因を分析し、再発防止策を講じる。

9. 定期的な見直しと研修

- マニュアルの定期見直し
 - 定期的に安全運営マニュアルを見直し、必要に応じて改訂を行う。
- スタッフ向け研修
 - スタッフ向けの安全研修を定期的の実施し、マニュアルの遵守を徹底する。

お弁当配布予定!

8/1(水) 12:00~配布予定
kiranahさんのカレー
8/2(金)、5(月)、8(木)、19(月)、22(木)
12:00~配布予定
餃子の王将さんのお弁当
7/23(火)、8/6(火)、20(火)
16:30~配布予定
藤屋まつりさんのブラック
チャーハン弁当

笑顔がひろがる
おいしい幸せの場所

だーこキッチン

子ども食堂 & BOOKCAFE

夏休みもあいてるよ!

詳しくは
Instagramを
チェック!



月・火・木・金(祝日はお休み) 13:00~17:00

※お弁当配布の日は12:00からオープン(7/23(火)、8/6(火)、20(火)を除く)

※8月12日(月)~16日(金) 夏季休業

すべての子どもたちに食事と学習のできる環境を作りたいという思いから、
上野市駅前にある新天地商店街の中に、子ども食堂を作りました。
ここは、地域の人たちや子どもたち、みんなの居場所です。

子ども食堂のメニューは、
お菓子やパン、
たまにはおにぎりなど、
その日のお楽しみ。
地域の人々も協力してくれます。



お腹が空いたら
いつでも気軽に
お立ち寄りください!
みなさん
お待ちしています!



たくさん本がある
ブックカフェは誰でも
利用できます。
隣には高校生の
自習室があります。

みんなの笑顔があつまる場所
だーこキッチン 子ども食堂 & BOOKCAFE



ご利用料金 こども: 0円(無料)
大人: 500円程度のご寄付(運営費に充てます)

営業時間 月火木金 13:00~17:00(水曜日、祝日、土日はお休み)

住所 伊賀市上野丸之内 新天地商店街内 映劇ビル1F

運営 一般社団法人だーこ

お問合せ先 daco@ict.ne.jp



先生は全員現役大学生

オンライン家庭教師「だーこ先生」

2024年
秋
START

生徒さん

学ぶと
世界は
変わるよ!



お兄さんお姉さんと楽しく学ぼう!

大募集!



安心のマンツーマン指導

受講場所は
自宅かだー
こキッチン選
べます

月に何
回でも
OK

対象は小
学生
中学生
高校生

関関同立
大学生
多数在籍

無料体験
おひとり様
につき1回

【料金】1回1時間2000円（オープン記念価格※2024年12月31日まで。）2025年より3,000円になります。別途教材費などは必要に応じてご用意いただく場合があります。

【受講時間・受講日】要相談

【受講内容】事前相談を行い、一人一人に合わせた個別指導を行います。例：英検サポート、小中高の英数国、その他の科目もご相談にのります。また不登校のお子様に向けた学習支援も行います。

ご応募・お問い合わせはお気軽にどうぞ!

だーこ先生

〒518-0873 伊賀市上野丸の内23 映劇ビル1階だーこキッチン



詳細はこちら

メールで
お問い合わせ



daco@ict.ne.jp



運営：一般社団法人だーこ

